

関西業務ニュース

2013年3月12日No.213

JR東海労働組合新幹線関西地方本部

発行 小林 國博 編集 業務部

3月8日、「申」第14号について業務委員会開催。

「大阪修繕車両所における職場諸要求」に関する申し入れについて議論。

社員の希望に基づく通勤手当の支給などについて議論するも 「支社権限外事項」「現行通りとする」を繰り返す会社！

業務委員会冒頭、組合側より業務委員会の時間設定について、15時30分からの開始にも関わらず、18時06分の勤務開始という組合側委員の「勤務手配」について、十分な議論を行う時間の確保が困難であるため、業務委員会軽視であると抗議を行いました。

《会社回答》

1. 労働時間に関する要求

① 職務に服するための着替え時間を労働時間内に含めること。

【回答】支社権限外事項である。

2. 休日・休暇等に関する諸要求

① 連続休暇の取得については、上期・下期ともに申し込めるようにすること。

【回答】支社権限外事項である。

② 希望する社員は年2回取得できるようにすること。

【回答】連続休暇の取得の事であれば、支社権限外事項である。

③ 病気・けが等で休む場合は診断書等の証明ができれば、たとえ1日であっても利用できるようにすること。

【回答】保存休暇の付与条件の事であれば、支社権限外事項である。

④ 忌引きで休む場合に、保存休暇をプラスして利用できるようにすること。

【回答】支社権限外事項である。

⑤ 半休において、有給休暇の場合は1日単位ということで繰り越し年度分に0.

5日の半休分が残ると有給休暇が流れてしまうという事象の改善、あるいは流れてしまうような場合においては保存休暇にできるようにすること。

【回答】支社権限外事項である。

- ⑥ 病欠による出勤率の関係で、年休日数が削られて付与される場合の単年度処理（繰り越しできない）はやめ、繰り越せるように改善すること。

【回答】支社権限外事項である。

- ⑦ 突発休（忌引き・病気等）が発生し、勤務変更に応じて出勤した場合、買い上げにするか、代休にするかは、本人の希望を優先すること。

【回答】現行通りとする。

3. 通勤に関する諸要求

- ① 朝、勤務明けで帰る社員のためにも回送列車を設定すること。

【回答】通勤バスにより必要な座席は確保しており、朝の勤務終了者への通勤回送を設定する考えはない。

- ② 通勤バス利用時（車両所から茨木駅）全ての時間帯において茨木駅前降車できるようにすること。

【回答】茨木市からの行政指導により、停止・乗降位置が決められているため現行通りとする。

- ③ 職務乗車証で新幹線を利用する場合に、以前のように他社との乗り換え改札口を利用できるようにすること。

【回答】支社権限外事項であるが、現行通りとする。

- ④ 社員の希望する通勤手段・方法を認めると共に、社員の希望する通勤手段・方法にかかる通勤手当を支払うこと。

【回答】支社権限外事項である。なお、通勤手当は賃金規定に基づき、最も経済的な経路及び方法により通勤した場合に、通常要する費用を基に算定した額を支給している。

- ⑤ 自転車等の通勤者の通勤手当を増額すること。また、自宅から勤務箇所までの距離が、2 km以内であっても通勤手当を支給すること。

【回答】支社権限外事項である。

4. 事務所棟に関する諸要求

- ① 警備員、フラッパーゲートでセキュリティーがされている以上、6階エレベーター付近以外の監視カメラ以外は社員監視以外の目的しかない。撤去すること。

【回答】そのような考えはない。6階に設置しているカメラはセキュリティーの確保を目的としたものであり必要な設備と考えている。

② 事務所棟 6 階詰所に安全靴用の下駄箱を設置すること。

【回答】 現行通りとする。

③ 事務所棟 6 階詰所に腰痛防止の健康器具及びマッサージチェアを設置すること。

【回答】 現行通りとする。事務所棟の 4 階「多目的室」に健康増進を目的とした各種の器具を設置している。

④ 事務所棟近くに駐輪場（バイク含む）を設置すること。

【回答】 鳥飼基地の工事進捗に伴い、バイク・自転車に関する駐輪場を東門付近へ移設し、2月26日より使用を開始している。

⑤ 「4. ④」要求実現までの当面の対応として、現在の駐輪場（バイク）に屋根を設置すること。

【回答】 東門付近へ移設した駐輪場は屋根付きの設備としている。

⑥ 事務所棟 6 階の浴場が清掃時間で利用出来ない時用に、新しくシャワールームを設置すること。

【回答】 現行通りとする。

⑦ 事務所棟 6 階の更衣室のロッカーの間隔を広くすること。

【回答】 現行通りとする。

⑧ 社員証とセキュリティーカードを統一すること。

【回答】 現行通りとする。

5. 操縦担当者に関する諸要求

① 研削線 1 番線及び 2 番線の研削庫西方を車両の留置に使う場合、労働災害を防止する意味から昇降台を設置すること。

【回答】 研削 1・2 番線の昇降台については今年度設置を行い、1号車・16号車共に仮使用を開始している。

② 「5. ①」による昇降台を設置しないのであれば、その理由を明らかにすること。

【回答】 ①の通り。

③ 構内操縦担当者の雨具を改善（カッパの軽装化）（雨傘の耐久性改善）すること。

【回答】 ウィンドブレーカーについては支社権限外事項である。その他の雨具については現行通りとする。

- ④ 仕業庫、各番線山側に手歯止め撤去・装着用の昇降階段を設置すること。

【回答】 現行通りとする。

- ⑤ 構内操縦担当者に対して睡眠時無呼吸症候群の疑いがあると産業医が判断し、会社指定の専門医療機関において精密検査をする場合の費用と、睡眠時無呼吸症候群であった場合の治療にかかる費用を会社負担にすること。

【回答】 精密検査に伴う費用は現行も会社が負担している。治療にかかる費用に関しては支社権限外事項である。

- ⑥ 構内シャトルバスを0時30分以降も増発すること。具体的には4時の休憩時間まで運行すること。4時の休憩時間までの運行の実現までは1時30分頃までのバスは西門折返しで運行すること。

【回答】 現行通りとする。

- ⑦ 地上信号機が見えない場合があるくらい雑草が生えており安全上問題である。大阪仕業車両所構内の除草回数を増やすこと。

【回答】 草刈りは計画的に実施している。また必要であればその都度実施している。雑草等で地上信号機が見えにくい場合があれば管理者に申し出ること。

- ⑧ 仕業庫及び着発線・電留線の停止位置目標を現在の車両に適したものに変わらねたい。

【回答】 支社権限外事項であるがそのような要望があったことは関係箇所に伝えておく。

- ⑨ 着発線大阪方での直前横断等防止のために電車の出発がわかる何らかの対策をとること。

【回答】 現行通りとする。

6. 諸手当に関する諸要求

- ① 家族手当を増額すること。特に配偶者については、22年度末を持って誕生祝いなくなった点を踏まえて特段の増額を行うこと。

【回答】 支社権限外事項である。

- ② 車両技術係主任に対する役職手当を増額すること。

【回答】 支社権限外事項である。

- ③ 全ての作業において、作業責任者は担当する作業にあたり、作業の進捗状態の把握や事故防止、ヒューマンエラー防止、労働災害防止等、いろいろと気配り、目配りをしなければならない立場にあり、作業責任者の責任は大変重いもので

ある。よって作業責任者手当を新設すること。

【回答】支社権限外事項である。

- ④ 臨修庫への車両の「庫入れ」「庫出し」作業で、立会いする社員への手当てを新設すること。

【回答】支社権限外事項である。

- ⑤ 台車交換に伴う試運転旅費を新設すること。

【回答】支社権限外事項である。

7. その他の諸要求について

- ① 事故や不具合が発生した場合に、当事者ではない社員に事情を聴くことはやめること。また当事者でない社員への時系列報告書の強要はやめること。

【回答】事実を明らかにするため、今後も必要な社員には時系列等報告書の作成を指示する。

- ② 毎月25日中に発表されている翌月の勤務指定を、25日朝に勤務明けで終了点呼を受ける社員が見ることが出来るように発表すること。

【回答】現行通りとする。

- ③ 軍手軍足等の被服貸与数を見直し、半年に軍手1ダース、軍足6足を貸与すること。

【回答】使用頻度、作業内容等を考え箇所で適切に判断している。

- ④ 作業用の吸汗性のよいアンダーシャツを貸与すること。

【回答】支社権限外事項である。

- ⑤ 医学適性検査を受診する場合は勤務時間とすること。

【回答】定期健康診断と同時に実施する場合を除き勤務として扱っている。

- ⑥ 作業庫の熱気（熱中症）対策として庫内の換気を改善すること。また、熱気（熱中症）対策の計画等があれば明らかにすること。

【回答】熱中症対策については、自販機・冷蔵庫の設置、全員に対してネッククーラーの配布等を実施している。また、庫内換気についても天井換気扇を設置している。

- ⑦ 臨修庫にシャワー設備を設置すること。

【回答】現行通りとする。

⑧ 臨修庫に熱中症対策等として冷蔵庫を設置すること。

【回答】 現行通りとする。

⑨ 臨修庫に空調設備付の打ち合わせ室を設けること。

【回答】 現行通りとする。

⑩ ワーキングルーム・更衣室・検修員詰所の時計を電波時計に変更すること。

【回答】 現行通りとする。

⑪ ワーキングルームまたは近くに清涼飲料水の自販機を設置すること。

【回答】 最寄りの作業班長室東側自動販売機を利用されたい。

⑫ 以前よりワーキングルーム近くにトイレがないため、作業車両所の詰所のトイレを使用しているが、トイレが古く、換気も悪い。衛生上問題があるので改修すること。その場合、洋式便所を設置すること。

【回答】 現行通りとする。

⑬ ワーキングルームの喫煙室を完全に分離すること。

【回答】 現行通りとする。

⑭ ワーキングルームに現在使用している小ロッカー以外に修繕車両所全員分のヘルメット・手袋を収納するロッカーを設置すること。

【回答】 ワーキングルーム入り口付近に出勤者分のヘルメット置き場が設置されており現行通りとする。

⑮ ワーキングルームにシャワーを設置すること。

【回答】 現行通りとする。

⑯ 希望する社員に老眼鏡を貸与すること。

【回答】 支社権限外事項である。

⑰ 基本協約を全社員がいつでも閲覧できるよう現場に備え付けること。

【回答】 現行通りとする。

会社回答を受け、組合側より「申」第14号の申し入れ期日は昨年11月1日であり、申し入れ以降に「研削線における昇降台」「駐輪場」の設置が行われた事に関して、組合に対して説明等がなかったことについて抗議しました。会社側は、「昇降台」については昨年12月25日の業務委員会開催時にお知らせしていること、「駐輪場」についてはお知らせしていなかった事を認めました。組合側としては申し入れ内容等に関する事

柄についてはもっと前びろに情報を公開することを重ねて要求しました。

また会社回答を受けるだけで30分を超えていることから、今回の業務委員会に関する時間設定に無理があることも重ねて抗議しました。

《若干のやりとり》

会社：回答に多く見られる「支社権限外事項である」との回答の項目については、関係箇所には伝えておく。本日は「支社権限外事項である」との回答項目以外の、項目に関して議論したい。

組合：会社回答は「いつも通り」であり、要求が解決しているのは2カ所のみである。現場の社員の声を無視した回答である。本当に調べているのか。

会社：多くの社員で調べている。

組合：社員の声を聞いているのか。

会社：全員ではないが聞いている。

組合：現場の社員は「必要」としているから要求を上げている。これだけ切られればたまったものではない。

会社：切っているわけではない。キチンと議論・検討はしている。

組合：そうは思えない回答である。時間がないので具体的な項目に入る。

2-⑦について

組合：要求の主旨は、会社に協力して出てきた社員に対して、勤務の処理について「どうしたいのか」等、希望を聞くべきだと言うことだ。

会社：「ありがとう」は言っていると思う。最終的に処理するのは会社である。

組合：ありがとうを言っているのであれば、なぜもう一言「どうする」と聞けないのか。そこが問題である。

会社：事後の勤務手配等があり、担当者は大変である。基本は代休である。意見があったことは聞いておく。

3-①について

組合：夜勤終了への通勤回送は出来ないのか、しないのか、どちらなのか。

会社：利用実態、出勤者の数とか状況等を考えて決めている。結果、バスとなっている。

組合：会社はことある毎に健康に留意するよういつているが、回送とバスでは時間が違う。調査しているのか。

会社：している。

組合：調査結果によっては設定可能なのか。

会社：利用者が多ければバスでは対応不能となる。バスも調査している。現状で問題ないと考えている。

3-②について

組合：行政指導はこの間、聞いているが、要求を前進させるために行政に働きかけてい

るのか。

会社：ずっとやっている。結構頑張っている。

組合：他の企業はどうなのか。

会社：他企業のことはわからない。

3-④について

組合：現実的には兵庫県から通勤している社員の事である。複数の私鉄があり最も安いのは利便性が低いからである。当該社員は出勤遅延防止、体調管理なども考えて仕方なくJRを利用して「自腹」で通勤しているのが実情である。

会社：「利便性」に関して、手当上のルールはない。

組合：「15分ルール」は適用されないのか。乗り換え等で随分と負担がある。

会社：「15分ルール」は乗車時間のことであり、徒歩時分等の乗り換え等に関する時間は含まれない。

組合：他企業はどうなのか。

会社：他企業のことはわからない。

組合：合理的ではない。話しは違うが、山田の社宅はほとんどの社員が指定されたルートを使用していない。自腹を切って通勤している社員がいることを関係する箇所に伝える事。

4-①について

組合：1階のフラッパーゲートの横にはガードマンが立哨までしている。セキュリティ過剰である。

会社：セキュリティを何重にするのかの問題であり、安全を第一とする会社として社内のセキュリティは、いずれお客様のセキュリティに通じると考えている。

組合：セキュリティ過剰であり、組合としてはセキュリティではなく、社員監視のためのカメラであると認識している。対立を確認する。

4-②について

組合：現場で使用する安全靴は油や埃等で汚れている。衛生面を考えた要求である。

会社：通勤で使用した靴を安全靴に履き替えて、ロッカーに入れてもらっている。スリッパも風呂場までとなっている。

組合：安全靴用のロッカーは置けないのか。

会社：ロッカーを置けば他が狭くなる。

4-⑥について

組合：掃除の時間は。今更無理なのか。

会社：12時から16時頃で掃除している。清掃時間は風呂場利用時間帯ではないと認識している。

組合：昼休み等で体調管理等を考えて走っている社員もいる。汗が流せない。不衛生で

ある。

会社：夜勤明けの社員等には充分対応している。問題はない。

組合：仕事で汚物や油等により汚れることがある。どう対処するのか。

会社：その時は管理者に申し出て頂き、清掃をされている方に事情等を説明して一時中断するなど、対処方法はある。

組合：物理的に無理ではないのであれば、検討すること。

5-③について

組合：一枚だけ良いカップがあると聞いている。

会社：わからない。切り替えをしているとすれば、今後、そうなっていくのでないか。

5-⑦について

組合：除草はどの程度の頻度で行っているのか。1ヶ月程度なのか。

会社：もう少し幅がある。

5-⑧について

組合：計画はあるのか。

会社：知りうる範囲で、現在は計画はない。要求があったことは間違いなく上げている。

組合：名古屋はなぜ変わったのか。

会社：よくわからない。

組合：入線頻度が違う。早くやってもらいたい。N700系では見にくい。

会社：現行で不具合はないと考えている。

組合：信号関係はどこの担当となるのか。

会社：幹鉄である。

以上が今回の業務委員会での、会社との議論です。「5-⑨」以降については次回以降の業務委員会での議論となります。

また、今回の業務委員会終了後、会社側幹事より「調査中だった甲第31号証の件はどうなりましたか」旨の問い合わせがあり、組合側幹事より「回答しない」「調査依頼自体が労働組合への支配・介入にあたりかねがえている」旨を回答しました。

以上